

論点

- 季節性のある分野（農業・漁業分野）に限り、1年のうち業務の存在しない一定の期間（6か月未満）は育成就労外国人の一時帰国を認め、帰国期間を除いて通算3年間の育成就労を実施することを認める場合に、一時的に出国し本邦に居所がない期間がある者の所得税率はどのようになるのか。

本邦から一時的に出国した場合の所得税率について

- 所得税法上、「非居住者」に該当する場合には、給与に対して20%の所得税率で源泉徴収が行われる（この源泉徴収により課税関係は終了するため、この給与について確定申告をする（5～45%の累進税率の適用を受ける）ことはできない。）。
 - 我が国の所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「住所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定している。
- ※ 国内に居住することとなった個人が、次のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有する者と推定される。
- (1) その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること
 - (2) その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して一年以上居住するものと推測するに足る事実があること